

## 厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を廃止する件（案）について（概要）

### 1. 改正の趣旨

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）第 50 条第 1 項第 4 号等に規定するサービス管理責任者については、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成 18 年厚生労働省告示第 544 号。以下「サービス管理告示」という。）において研修等の要件（以下「サービス管理責任者資格要件」という。）が定められている。
- 厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置（平成 22 年厚生労働省告示第 340 号。以下「本件告示」という。）においては、一定の要件を満たす地域において指定障害福祉サービスを提供する場合に、サービス管理責任者資格要件のうち、実務経験に係る要件を緩和することができることとする資格要件弾力化事業（以下「弾力化事業」という。）についての規定を設けている。
- 今般、サービス管理告示の改正によりサービス管理責任者に係る研修体系の変更と併せサービス管理責任者資格要件が緩和されたことに伴い、「構造改革特別区域の提案等に対する今後の政府の対応方針」（令和元年 7 月 16 日閣議決定）に基づき、弾力化事業を廃止するため、所要の措置を講ずるもの。

### 2. 改正の内容

- 本件告示を令和 3 年 3 月 31 日限り廃止する。
- 令和 3 年 3 月 31 日以前に、本件告示により読み替えて適用するサービス管理告示に定めるサービス管理責任者資格要件を満たすサービス管理責任者及びサービス管理告示に規定するサービス管理責任者基礎研修を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者については、本件告示の規定は、なおその効力を有することとする。

### 3. 根拠条文

構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 4 条第 10 項及び第 34 条

### 4. 告示日・適用期日

告示日 令和元年 9 月中旬（予定）

廃止日 令和 3 年 3 月 31 日（予定）